

## 福井県水道用水供給条例の一部改正について

坂井地区水道用水供給事業において、使用水量が当初計画を大幅に下回るあわら市からの要望により、水量に応じて増減する費用を料金に反映させるため、料金を二部料金制に見直しする改定を行う。（令和8年4月1日施行）

### ① 改正内容

#### 坂井地区水道用水供給事業 給水料金

現行	改定後
責任水量制 63円/m <sup>3</sup>	二部料金制（基本料金＋従量料金） ・基本料金 あわら市 27,490千円／月 坂井市 51,966千円／月 ・従量料金 （使用水量－基礎水量）m <sup>3</sup> ×7.12 円/m <sup>3</sup>

### ② 坂井地区水道用水供給事業の概要

あわら市と坂井市に水道用水を供給

昭和63年10月から一部給水開始、平成12年度から全量供給

（あわら市、坂井市：44,175m<sup>3</sup>/日）。

竹田川総合開発事業の一環として旧坂井郡6町からの要望を受け建設。